

令和7年度第1回社会教育委員の会議

令和7年6月30日（月）午前10時から

市役所第二庁舎 8階・801会議室

次 第

1 議題

- (1) 会議録の承認について
- (2) 社会教育関係団体への補助金交付について
- (3) 地域文庫補助金交付について
- (4) 令和7年度社会教育委員の会議等日程について
- (5) 令和7年度都市社連協交流大会・社会教育委員研修会の実施内容について
- (6) 第32期社会教育委員の会議のまとめについて
- (7) その他

2 資料

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 社会教育委員の会議録（令和6年度第8回） | 資料1 |
| (2) 令和7年度社会教育関係団体補助金交付申請一覧 | 資料2 |
| (3) 令和7年度地域文庫補助金交付内訳 | 資料3 |
| (4) 令和7年度会議等の日程について | 資料4 |

3 今後の予定

①第2回社会教育委員の会議

日時：7月25日（金）午前10時～

場所：801会議室

令和 6 年度第 8 回社会教育委員の会議

令和 7 年 3 月 1 4 日（金）

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

開催日時	令和 7 年 3 月 1 4 日	開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 1 時 4 5 分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室		
出席委員	議 長 笹井 宏益 委 員 伊藤 安寿華 委 員 榎本 敏 委 員 國分 ひろみ	委 員 森本 榮子 委 員 小林 浩 委 員 坂野 勝一	
説明のため出席した者の職氏 名	生涯学習部長 梅原 啓太郎 生涯学習課長 三浦 真	図書館長 内田 雄介 公民館長 渡邊 健介	
事務局	生涯学習係長 倉澤 淳子		
傍聴者 人 数	0 人		

日程	議 題	
第 1	議 題	(1) 会議録の承認について（1／17開催分） (2) 四者合同会議について（報告） (3) 放課後子どもプラン運営委員会への出向委員の選任について (4) 生涯学習部事業に係る令和6年度総括と令和7年度の展望について (5) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会について (6) 社会教育委員改選のスケジュールについて (7) その他

開会 午前１０時００分

笹井議長 おはようございます。定刻をちょっと過ぎましたが、令和６年度第８回社会教育委員の会議を始めます。

 本日は、金澤副議長、新井委員、北澤委員より御欠席の連絡をいただいております。

 では、まず事務局より資料の説明をお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 事務局です。御説明いたします。

 お手元に、本日の次第と、次第の２番に記載のある１から４までの資料を、両面刷りホチキス留めでお配りしております。それとは別に、伊藤委員、小林委員に作成していただきました、小金井市における社会教育を通しての資料、そちらをお配りしております。

 その他、委員の皆様だけに配付しているものとしまして、社協連会報と月刊こうみんかん２月号、３月号、体協だより６８号、とうきょうの地域教育Ｎｏ１５４をお配りしております。

 不足しているものはございませんでしょうか。

 資料説明は以上です。

笹井議長 それでは、議題に入っていきたいと思います。

 まずは議題の１番目の会議録の承認について、事務局のほうからお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 御説明いたします。資料１を御覧ください。

 こちらは１月１７日開催分の会議録でございます。事前に皆様にご確認いただき、御指摘部分を修正しております。

 本日、この場で御承認いただいた後、ホームページ等で公開させていただきたいと思います。

 以上です。

笹井議長 ということで、議事録はあらかじめ皆様にお目通しいただいていると思いますが、御承認いただけますでしょうか。

 （「はい」の声あり）

笹井議長

ありがとうございます。

では、承認されましたので、次に進ませていただきます。

議題の２番目、四者合同会議報告について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 説明いたします。資料２を御覧ください。

本日の会議に出ていただいている皆様全員、当日御参加されているので、簡単に御報告させていただきます。

２月１４日の午前１０時から１１時３０分まで、小金井市公民館貫井北分館におきまして、四者合同会議を開催いたしました。

出席委員は、記載のとおり、４つの会議体より合計２３人の委員に御参加いただきました。

内容としましては、倉持公民館運営審議会副委員長が司会進行をされまして、「小金井で社会教育を盛り上げるには？」というテーマでグループによる意見交換をしていただきまして、その後、グループ発表をしたということです。

各グループにおきましての発表を聞いておりますと、つながりですとか人材がキーワードとなっております、施設よりも人材への投資が重要という意見などもあり、改めて、社会教育にはつながりや人材教育が必要であるということが認識できたという会議になっております。

報告は以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

皆さんも御参加されたということで、四者合同会議に参加されて、何か御感想とか御意見をお持ちであれば、いただければと思います。

どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

國分委員

小林さんも一緒だったので、補足していただくかもしれないんですけど、ちょっと目立ったというか、前に東久留米に住んでいたという人があって、その人の例として、私が講師をやりますと、講師募集というのをかけて、それでいろんな人材が集まってくるので、それでいろいろ……。

小林委員

そうですね。昔、寺子屋でやっていた教え合いみたいな、次は私が講師をやりますとか、次はこうやりますみたいな感じのあれがうまく回っているなと思ったので、多分それは、ほっぽらかしだと絶対回らない話で、やっぱり回している方がいらっしゃるんだろうなというのがちょっとありました。

ただ、東久留米はイベントをほとんど行っていないと言っていて、小金井市はイベントがすごく多くて、つながる機会が多かった、だから、小金井市はいいところだなというところもちょっと申し上げているんですけど、それでもやっぱり、要するにやればやるほど、主催者側の負担が増えるんですよね、講師を探してきたりとか準備したりとか。そこを、教え合いとかでうまくやると、多分、東久留米はすごく省力化していると思うんですけど、要するに、やる運営のほうにお任せしちゃうというやり方を、うまくファシリテーションしているというか、伴走しているというやり方があって、小金井市もそれだけのパワーがあったら、ひょっとしたらいろんなところでそういう伴走支援とかをやって、もっと豊かにできるんじゃないかと思ったし、それから、公民館の人たちの負担も少しは減るんじゃないかなと思ったんですけど、そういう話がちょっとあったなという話です。

笹井議長

分かりました。それは四者合同会議をそういうふうに戻すというのではなくて、例えば社会教育会議とか公民館……。

小林委員

いわゆる公民館の活動とかが多かったんですけど、市民が教え合うというのをやっていたというのがすごく、何となく回っている感じがしたので、やっぱり人材をちゃんとそろえて、社会教育に、うまくやってくれそうな人とか意欲がある人というのをやるんですけど、多分、やってくださいとやっちゃうと、えっという話になるので、そのところをうまく、やってみませんかとかやりながら伴走していくと、だんだんやる気になってきて回り始めている、その立ち上げのほうが大変だと思うので。だから、何となく、講座をやったら、何かみんなが集まってやるというのを、一方的に待っていても多分、それは始まらないだろうなというのも、僕は個人的に思いました。

國分委員 國分です。

 だから、講師募集という時点で、いろんな人材が自然に出てくる
 というか、何かそれがヒントというか。

小林委員 小金井市も何かデータベースがあったような気がするんですけど。

國分委員 データベースが今、何か使えないとかって。

小林委員 個人情報の観点もあるんですけど、うまくやればできるはずなん
 ですけど。

國分委員 それがちょっと……。

小林委員 何かどこかで引っかかっているんだろうと。

笹井議長 市民企画講座みたいなものというのは、一部の自治体ではやって
 いますけど。

小林委員 こっちもやっています。やっているんだけど……。

笹井議長 それと同じじゃなくて。

小林委員 それはかなりあれじゃないですか、大分大がかりなんですよ。そ
 れがすごい小さい感じでやっているの、要するに市のやる大きな
 やつと同じような形でやっちゃっているの、もうちょっと小さい
 ところで分散してやるみたいな感じのやり方が、すごく何というか、
 ハードルが大きくなっていいなと。

笹井議長 市民参加型のイベントみたいなものですか。

小林委員 はい。

笹井議長 なるほど。分かりました。ありがとうございます。
 では、坂野さん、どうぞ。

私どものところは、いろいろ話が広がったんですけど、一つは、図書館協議会の会長で昭和女子大学の名誉教授でいらっしゃる大串先生が一つ面白い話をされたのが頭に残ってしまっていて、今の学校の図書館ではラーニングコモンズという、自由にしゃべれる場所がある、これが小学校にも広がっていて、小学校でも図書館イコールしゃべれる場所となっているということです。これを社会教育上でも考えたほうがいいんじゃないか、というところで時間切れになって話が終わったんですけど、これを考えてみると、図書館の中でしゃべることができるというのは、学校教育という非常に狭い発想の中でやっている議論であって、市行政全体で見ると福社会館があるし市民交流センターがあるし地区センターもあって、既にもう沢山そのような場所があるんですね。だから、そういうところでしゃべるというのは、ごく普通にやっていることで、問題は、教育委員会と市長部局を分けているものだから、社会教育の論点が市長部局側に行かないだけのように思うんです。両者を一体化して、福社会館の中でしゃべれる環境というのも、社会教育の場だよというふうな視点でとらえることですね。

小金井市に住んでいる方は覚えていらっしゃると思いますが、改築で潰れてしまった旧福社会館の1階というのは、喫茶カウンターコーナーがあって、それにソファもありましたよね。ごく普通に行ってごく普通にしゃべれるという場、あれがまさにそういうラーニングコモンズの間だろうと思います。本来、本を読む図書館にわざわざ場所を取ってということをやらなくても、既に市長部局の施設にあるわけで、市長部局と教育委員会側の交流でこういう発想を持っていくというのが、これからの課題になるんだろうなと思いました。

もう1点は、これは本川さんですかね、どなたかおっしゃったんですけども、この会合は一回ではもったいないと。今回は本当に各人数回しゃべってすぐ終わっちゃって、倉持さんの提示されたテーマが、小金井で社会教育を盛り上げるなんて大き過ぎて、勝手にしゃべるのも悪いことじゃないですけど、まとまりようがなかったですから。かつ、スポーツ推進審議会の方は初めて参加されたこともあって、ほとんどしゃべれなかったということで、やはりテーマをもう少し絞り込んで、もう年2回ぐらいはやりたいなと思いました。

これは昔、私はちょっと前にメールでどこかに送りましたけれども、2014年だと思いますが、当時の生涯学習部長が「懇談会」という呼称で無報酬でもう一回会合をやって、私も何回か参加して、こちらのほうが合同会議よりも面白かったんですけど、そういうものを設定するとすれば、自由参加ですけれども、そういう集まり方を考えて、やっぱり年2回は集まりたく思います。それぞれ任期が2年だとすると、2回しか集まらないのでは少なすぎる。4回集まって議論できればなと思いました。

以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

民間レベルでは、ライブラリーカフェみたいなものが結構たくさんできていて、図書館は、本を読むだけでなく、お茶を飲みながら話をする場でもあるというものが出てきて、それを公立の図書館にどういうふうに持ち込むかというのは、問題があるかもしれませんが、明らかにそういう方向になっているという、コモンズ的に利用するであったり、確かに私も思いました。ありがとうございました。

以上、お三人からの御指摘は検討課題とさせていただきたいと思います。

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

小林委員

これに関連して、会話するところというのは、この間も話をしたんですけど、公共施設の在り方ワークショップ、市長部局でやっている、コミュニティ文化課でやっている。あれでも同じような話が出ていました。

なんてことはないんだけど、ふらっと行って、やったら必ずきっかけができるとか、あれはどうなっているんだっけとやったりとか。そっちの隅っこのほうでワークショップをやっていて、ふらっと入ってみるかという形で、要するに、目的がないと来ちゃ駄目というのが今の公共施設なんだけど、無目的でふらふらと行ったら、何となく、ああという感じで、人がつながるきっかけがあちこちに仕掛けられているというところがあるといいよねと。

特に、引っ越してきてまだ間もない方、3年とか4年とか、つながりがつくりたいという人たちが結構いて、そういうのがあるとい

いよねというお話が出ていたので、図書館に限らずなんですけど、そういうところは意識したほうがいいんじゃないかなというところもありましたし、ぜひ生涯学習課の方も、まちづくりの方に顔を出して、首を突っ込んでいただきたい。ぜひよろしくお願いします。

笹井議長

ありがとうございました。
ほかになれば……、どうぞ。

榎本委員

四者会議をやっていると思ったんですけど、委員の方は皆さんテーマを持ってしゃべられるんですが、やっぱり役所の仕事だなという感じがしました。壁を感じるんですね。公民館で困っていることと、それから、例えばスポーツ推進審議会で困っていることは、共通点がないんですよ。であれば、ああいう会議で、うちはどうやっている、ああやっているじゃなくて、今、困っていることはないですかみたいなことを、分野にかかわらずテーマ出しをして、役所さんは役所さんのほうで、それを分野別にくくって、何かテーマをつくる。そのほうが、やるほうはやりやすいんじゃないですか。

例えば、体育館は今、どこが悪いのか分からないけど、何となく使いづらいとか、この間、駐車場をきれいにしたら、すごいきれいになったわけですよ。これ、いいじゃないのと言うんだけど、そのこと自体が市民に誰も認識されていないから、喜んでいるのは利用者さん、喜んでいるかどうか、なんですね。

そうすると、せっかくコストをかけて人をかけたのに、やったこと自体を市民が知らないというのが一番の問題じゃないんですかというふうに思ったときに、どうもやっぱりテーマが先行していて、役所が決めたことが、簡単ですから、このテーマでやるよと決めれば簡単ですから、それが先行して、困ったこととかがむき出しになっていないから、身近なことではないんですね。であれば、やっぱり困ったことを抽出してテーマをつくるのが、効果を上げるのにいいんじゃないかと。

例えば、各小学校もそうですけれども、冬になると、今頃というか、風が吹きますよね。そうすると、風が吹くとはこりが立ちますので、ほこりが立ったことを運動場に、グラウンドに文句を言いに来るわけです。特にじいさん、ばあさんが。こういう言い方をしたら駄目なんだろうけど、来るんですよ。問題意識を持っているんだ

けど、ではどうしたらいいんですかと言ったら、返事はもちろん出ませんよね。返事はおまえらで出してくれ、こういう話なんですね。

朝、子供が声を出すと、朝9時になって声が出ると、うるさいと言うわけですね。そういうのは構ってもらっていないから、社会参加していないので、一言文句を言わせろよと、こういう気持ちがあるんだと思うんですよ。来てみれば、子供が元気よく声を出してサッカーをやっている、野球をやっているのを見たら、誰も気分悪くないと思うんですよ。

だから、そういうことをもうちょっと、逆に言えば、巻き込んでもできるようなシステムをつくると、そこに、僕は自分のことを言いますけど、塗れ落ち葉のおじさん、お婆さんとこれから世間をつくる若い方とのギャップが埋まると思うんですね。

それ以外、何が困っているかということを引き張り出してくる。これは教育とかそういう問題じゃなくて、市民としてうまく活性化するというか、つながりをよくするか。昔はいいとは言わないけれども、世間に物を申す人がある程度いたほうが、それ自体が教育になると思うんです。

今、スケートボードで道路をびゅんびゅん走っている子供たちが、限られた子供たちがいるんですよ。何でそんなことをしているかと言ったら、お互いに自分のためだよ、危ないよ、安全と安心に気をつけようよと大人が言えば済むわけです。言いながら片方で、歩きスマホをやっているわけですよ。それはやっぱり、こうあるべきだとかいうことを大上段に構えるんじゃなくて、今で言う、正しいかどうか分からないですけど、行儀いい生活をしましょうということ子供に教えるというか、教えるんじゃなくて認識してもらう。こういうことをするには、やっぱり今の困り事を見つけて、よくなったよねというふうな状況をつくる方がいいんだというふうに、この間、四者会議のテーマとはかけ離れるかも分からんけど、ああいう会議をやったら、すごく大事なことですよ。

だって、皆さん知らないわけですよ、スポーツ推進審議会とは何やっているのと。僕は関わっているからあれだけど、

やったときに、五、六人来て、お手伝いしてもらう、関わりはそれだけなんですね。

それに対する、例えばテーマづけとか、違った目線での、表彰式はもっと別のほうがいいんじゃないとか、そういうのがないんです

ね。だから、そういうのが出る形にしたほうが、最初は面倒ですけど、あまり結果を期待せずに意見を問うというのがいいんじゃないんですかねと思いました。

笹井議長 ありがとうございました。四者合同会議の在り方論というよりはむしろ、社会参加と地域づくりについてのお話だったかなということですが、ありがとうございました。

 この辺にしたいと思いますが、三浦課長、全体、この場の今の議題に関して、何か受け止めとかありましたら。

三浦生涯学習課長 先生、むちゃ振りは……。皆さん貴重な御意見ありがとうございました。

 まず、今回からスポーツ推進審議会というのを入れまして、これが今年は目玉というか、新しいファクターでもありました。スポーツ推進審議会の方々はなかなか、ほかの委員の方々と交流するチャンスはめったにないので、今回初めての御経験というところで、ちょっと発言が少なかったかなというところは残念に思っています。

 今後、この4つの会議が小金井市の生涯学習の肝になってまいりますので、自由闊達な意見ができるように、榎本委員の御意見も参考にしながら、テーマ設定等々も考えていきたいと思います。

 以上でございます。

笹井議長 ありがとうございました。

 このくらいにさせていただいて、次に進ませていただきたいと思います。

 次は議題の3番目、放課後子どもプラン運営委員会への出向委員の選任につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 御説明いたします。この議題についての資料は特にございません。

 本市では、放課後の子供たちの安全で健やかな居場所づくり事業を推進することを目的といたしまして、放課後子どもプラン運営委員会を設置しております。

 本委員会の設置要綱におきまして、社会教育委員を委員とするこ

と規定されておりまして、現在は國分委員に、この委員会に出席していただいております。

現在の委員の任期が令和7年3月末までとなっておりますため、来年度、お引き受けいただける委員について御審議をお願いいたします。

なお、委員の再選については差し支えございません。

説明は以上です。

笹井議長

事務局からの説明をいただきました。

初めに、今年度の放課後子どもプラン運営委員会の議事内容につきまして、國分委員のほうから、簡単に御報告をお願いできればと思います。

國分委員

今年度、参加させていただきまして、放課後子どもプラン運営委員会について、簡単に御報告いたします。

今年度は、4月と10月、3月の計3回、開催されました。放課後子どもプラン運営委員会は、社会教育委員選出のほかに、PTA、子供会、民生委員などの団体より選出された方、小学校長、副校長の代表、子供の居場所づくりに関わる市役所の管理職など、現在18人の委員で構成されています。

年間を通して、市内の小学校各校で行われている放課後子ども教室事業の運営や今後の計画について議論しました。ほぼ、放課後子ども委員の方の活動報告が中心だったと思うんですけど、コーディネーターの人たちの活動の意欲というか、あと、いろんな工夫、それが多様だったので、すごく印象に残っております。

そしてまた、近年、児童数増加により、学童保育や放課後子ども教室の開催場所など、放課後の子供の居場所が不足していることが報告されています。関係部署、地域が協力し、子供たちの安定的な放課後の居場所を確保するため、連携していこうということが確認されました。

一応、報告としては、簡単ですが、以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、皆様から何か御発言はございますでしょうか。どなたからでも結構ですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今度はまた、委員を選ばなくてはいけないんですが、再選は問題ないというお話ですので、國分委員に引き続きお引き受けいただければと思っておりますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

國分委員 私のほうは、お引き受けさせていただきます。皆さんの反対がなければ。

笹井議長 では、そういうことで、ぜひお願いしたいと思います。よろしく
お願いいたします。

では、次に進ませていただきます。

議題４番目、生涯学習部事業に係る令和６年度総括と令和７年度の展望について、生涯学習部長より御説明をお願いいたします。

梅原生涯学習部長 生涯学習部長です。

生涯学習部の事業につきまして、令和６年度の総括と令和７年度の展望を申し上げます。例年ですと、年度当初の４月の会議で御説明をしておりますが、今回の会議を６月に予定しておりますので、本日の会議にて御説明させていただきます。少し長くなりますが、よろしくお願いいたします。

まず、生涯学習事業についてでございます。

放課後子ども教室につきましては、全ての小学校において、平日の５日開催を実現することができました。また、地域学校協働活動につきましては、これまでの取組に加え、地域人材を活用して放課後等の学習支援等を行う地域未来塾事業を、小金井第四小学校、緑中学校、南中学校の３校で新たに開始するなど、活動の充実を図りました。

次に、文化財事業につきましては、名勝小金井（サクラ）が名勝指定１００周年を迎えることから、年度を通じて記念事業を実施してまいりました。中でも、令和６年１２月に開催した記念式典には、市内外から２５０人以上の関係者をお招きし、市民の皆様とともに節目の年をお祝いし、盛況のうちに終了することができました。

また、年度を通して展開してきた記念事業では、文化財センター

での記念展示や動画制作、ＪＲ武蔵小金井駅北口駅前ロータリーへの記念看板の設置のほか、観桜会の開催や記念商品の開発、販売等を行い、機運醸成や啓発活動に資するため、７０を超える事業を実施したところでございます。

スポーツ振興事業につきましては、平成２１年度から長きにわたり管理をお願いしてまいりました指定管理者が、令和６年度末をもって交代することとなります。これまでの安定的な管理運営に、この場をお借りして感謝を申し上げる次第です。

そのほか、日本郵便株式会社と小金井市が包括連携を行ったことから、野川駅伝に日本郵政の陸上部の皆様を招聘し、市民の皆様と一緒にランニングを楽しんでいただくなど、新たな取組も開始することができました。

次に、令和７年度における事業展望です。

生涯学習課では、生涯学習部門の行政計画といたしまして、第５次生涯学習推進計画の策定を行います。現計画が令和７年度末をもって終了することから、次期計画は令和８年度から令和１２年度までの５年間を期間といたします。

文化財業務の関係では、令和７年度事業につきましては、浴恩館に関する啓発事業といたしまして、刊行物である、『青年団と浴恩館』の改訂を行い、増刷いたします。

また、文化財センター施設につきまして、市議会からの御指摘もあり、現状、屋内に設置しているＡＥＤにつきまして、万が一の場合、開館時間外においても活用できるよう、専用スタンドを用い、正門前に設置したいと考えております。

このほか、無形民俗文化財調査事業では、令和６年度の取組からの深化を目指し、多角的な学術的調査を進めるほか、学識経験者で構成する委員会の設置に向け、スケジュールの調整など、着実な事業の推進に努めてまいります。

スポーツ振興の分野では、先ほども申し上げましたとおり、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの管理運営につきまして、令和７年度より新たな指定管理者へと変更となります。順次、キャッシュレス決済の導入、トレーニングマシンの入替え、プールロッカーの入替えを予定しており、市民サービスの向上を図りたいと考えております。

また、施設の老朽化により雨漏り等が生じていることから、施設

修繕計画の前倒しを行い、屋根部分の防水改修と剣道場への冷暖房設備の新設を予定しております。

次に、図書館事業について御説明いたします。

令和6年度事業について御報告いたします。

最初に、本館及び緑分室の開館時間を午後7時まで拡大いたしました。令和3年に実施したアンケートでは、開館日、開館時間の拡大に対する御要望が多くありましたが、これにより、本館及び全分室の閉館時間が午後7時までとなりました。

また、本館1階に閲覧机を備えた閲覧スペースを設けました。同じアンケートにおいて、開館日、開館時間の拡大と同様、静かに読書ができるスペース、調査や調べ物ができるスペースへの御要望が多くあったところでございます。

次に、市立中学校と連携し、中学校ノートパソコンに、こがねい電子図書館を導入いたしました。こがねい電子図書館は、利用者カードをお持ちの方のみが利用いただけるサービスですが、この取組により、市立中学校の生徒であれば、利用者カードがなくても電子図書館を御利用いただけるようになりました。

最後に、市立図書館は、昭和39年に第一小学校の一部に開館してから60周年を迎えましたが、これを記念し、幾つかの催しを行いました。

そのうちの一つとして、8月から9月にかけて御来館された方々に、未来に残したいお勧めの本を自由に御投函いただきました。現在、御投函いただいたタイトル一覧を図書館ホームページで掲載しております。関連書籍の一部を本館で展示しております。これらは記録として、また、本の出会いの道しるべとして活用させていただきたいと思っております。

続いて、令和7年度における事業展望です。

最初に、現在、運用している図書館システムが借り上げ期限を迎えることから、入替えのための作業を進めます。

また、幼いお子さんと御一緒に図書館を利用される保護者の皆様、館内での読書により一層親しんでいただけるよう、図書館貫井北分室において、短時間ですが、お子様の見守りサービスを開始したいと考えております。

さらに、こがねい電子図書館について、引き続き市立小学校への導入を目指し、朝の読書活動、長期休業期間、来館が困難な児童に

積極的に活用してもらい、多様な読書機会の確保を図りたいと考えているところでございます。

最後に、公民館事業について御説明いたします。

令和6年度事業についてです。

1点目は、公民館緑分館の事業運営委託に関してです。緑分館の運営委託については、緑分館の歴史的背景を踏まえ、浴恩館公園に隣接する立地特性、社会教育士等、専門職の配置等を要件として公募型プロポーザルを行い、事業者を選定しました。

事業受託者は、貫井北分館、東分館と同じ事業者となっており、令和6年度は、多世代交流、若い世代を中心とした新規ユーザーの獲得、地域や学校との連携など、公民館の将来像でもある地域の拠点となるよう、積極的な各種事業を実施いたしました。

次に、令和7年度における事業展望です。

公民館使用料の導入に関してでございます。今後も公民館運営審議会において、丁寧かつ慎重な議論をお願いし、利用者の皆様からの意見なども伺いながら、同審議会としての提言書を取りまとめる予定となっております。

次に、施設の改修工事についてでございます。令和7年度は、貫井南センターの空調設備等改修工事、公民館緑分館視聴覚室の空調設備等改修工事を実施いたします。今後につきましても、安定的な施設運営に向けて、計画的な施設更新に取り組んでまいります。

最後に、少年教育事業についてでございます。これまでは、主に公民館緑分館において少年教育事業を実施してまいりましたが、若い世代の皆さんに、より一層公民館を利用していただけるよう、公民館本館と公民館貫井南分館においても、少年教育事業を実施いたします。

とりわけ公民館本館では、地域課題解決に向けてコミュニティリーダー養成講座を、貫井南分館では、併設する貫井南児童館と連携し、児童館を利用する子供たちに参加してもらえそうな講座を実施できるよう、取り組んでまいります。

生涯学習部の事業についての御説明は以上でございます。

笹井議長

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関連して、御質問等がございましたらお願いします。

坂野委員 1つ質問というか、気づいたことがありますて、ここの電子図書館なんですけれども、中学校で見られるというときに、何か内容に制限をかけていますか、それとも、大人が見るのと全く同じものを見られるようにしていますか。私は制限が必要だと思います。

内田図書館長 図書館長です。
制限ということでは今、かけてはいません。普通に見られるような形になっています。ふさわしくない書物は入らないようにということの御指摘だと思っているんですけれども、その点では、蔵書するに当たって担当者が一通り、ちゃんとチェックさせていただいて、今、見させていただいています。

ただ、ほかの蔵書も多く見えていますので、事務的にどうしても漏れちゃう部分というのは確かにありますので、その部分に関しては、この間、私どもで学校を一校一校、説明に伺ったときに、随時、そういうものがあれば、御意見などがあればいただきたいというお話もさせていただいておりますし、また、御利用者様からも御意見をいただければ、それは対応できる範囲で対応させていただこうと思っております。

坂野委員 今のコメントに対して、ひょっとしたらこれは発言を一部削除したほうがいいのかもかもしれませんけれども、前の図書館長のときに、明らかに大人向けの『性典』の本当に赤裸々なものがそのまま載ってしまして、削除してくださいと言ったら、パッケージに入っているのが難しいとのことでしたが、あれを中学生が読んだらびっくりするかあるいはこっそり楽しむかと思えますけどね。

小林委員 大丈夫ですよ。

坂野委員 いや、最近の本は……。

小林委員 ネットのほうがもっとひどいから、ちゃんとしたやつを読んだほうがいいのかもね。

坂野委員 だから、それを中学校内で見せるのかという話です。もっともこ

の間、ちょっと見てみたらその本は電子図書館から削除されていたね。だから、1年ぐらいたってから内容がチェックされて、ようやく削除されたなということですが、たまたま私はそれを見つけて指摘したものの、ひょっとしたらまだ他の本があるかもしれない。

今、お話がありましたけど、構わないじゃないかというのはおっしゃるとおりで、実はこれらは国会図書館のデジタルライブラリーで見られます、誰でも。だから、防ぎようが実はないんですけれども、ここでの問題は、小金井市のほうから学校図書として、学校の中で見ていいよというときに、本当に何らかのチェックが要らないんだらうかということです。

御存じのとおり、東京都は青少年何とか条例に不健全図書というのがあって、制限をかけていますよね。実はアマゾンなんかは一時売ってなかったんですが、2年前からはアマゾンでも実は買えるんですけどね。しかし、東京都のその条例がある限り、あまりむちゃなことはできないと思っています。

あと暴力の本があり、毒薬の関係があります。毒薬の関係も、実は開架にあり、作り方も書かれているんですけど。そういうものが何の免疫もない中学生にそのままさらされてしまうのは、それと分かってやるのと分からずにやるのでは大きな違いがあるので、何か工夫が必要だとは言っておきたいと思います。

既に図書館協議会のとくに一度言っています。それを繰り返した形になりますので、以上、私の意見として申し上げます。

笹井議長

ありがとうございました。

それについては、よろしいですか。御検討いただければ。

どうぞ。

内田図書館長

一方、図書館として、難しい点で申し上げますと、検閲という問題になってくるおそれもあるので、そこは非常に事務的に難しい線だと思っている中で、おっしゃるように教育上というところで、いろんな考え方もありますので、そこは御指摘いただいたら、先ほども申し上げたように、内部で可能な範囲では対応していきたいと思っています。

小林委員

学校現場とちゃんとやればいい話だと思いますけどね。コミュニ

ケーションを取れば。

内田図書館長 コミュニケーションを取っていきたいと思います。

笹井議長 今、漫画とかも結構ひどいものがありますね。漫画は見ない、見せないですか。

内田図書館長 学習漫画ですと、歴史の学習漫画なんていうのはどこも入っていて、今現在も既に入って……。

小林委員 あれは大丈夫ですね。

内田図書館長 一方で、普通のコミックなんかも、至るところの図書館で入っているんですよね。あれを除外していいのかという話にはなかなかならないだろうと、今の時代、思っていますので。ただ、やっぱり内容に関しては、坂野委員の御懸念にあるような形も確かにあるので、そこをもうちょっとしっかりと検討していかないといけないところだろうなと思っていますので、慎重に対応していきたいと思っています。

以上です。

笹井議長 ありがとうございます。
ほかに何か、こちらに関して。どうぞ。

小林委員 ちょっと確認ですけど、文科省と厚生労働省のほうで、放課後子どもプラン、要するに学童と放課後子ども教室との、あれを一体でやったりとか、うまく、一体でやらなくても、例えばお互い行き来ができるようにするとかというのは、前からずっと言われていて、武蔵野市とかもやっているという感じですけども、なかなか小金井市は進んでいないので、その辺の検討具合はどういう感じでしょうか。

三浦生涯学習課長 生涯学習課長です。

多分、放課後子どもパッケージのお話ですかね。

小林委員

一体プランの話ですね。

三浦生涯学習課長 一応、担当課とお話をさせていただいておりますけれども、なかなか学童さんと放課後子どもさんは、親和性があるようでなかったりするようなところも若干あります。

今は、先ほど前段で申し上げましたとおり、教室数が足りないという物理的な要因があって、お互い交流するような事業をやっている学校とやっていない学校があるのが実態かなと思ってございます。

今後、児童青少年課が主管になりますけれども、そちらのほうと協議をさせていただいて、交流できるスペースがあれば交流していきたいなと思っておりますが、今現在ですと、正確なルールというか、明確なルールというところまで構築しているというところまでは言い難いかなと思っています。

以上です。

小林委員

小林です。

参加するときに、共通のIDとか参加証みたいなものを持って、どちらでも行けるみたいな形にして、こっち来て、こっち来てとかという工夫をいろいろやられているので、現場任せにせず、例えばこういう形でやったらうまくいくんじゃないですかとか、そういった形で、現場のそののほうに、例えばこうやってみたらとか、要は、やらない理由は探せば幾らでもあるので、やるにはどうしたらいいとか、要は、学童がやっぱり合わない子とかいるんですよね、人数ぎちぎちだし。

だから、ちょっとほかのほうへ行きたいとかというのもあったりするので、選択肢というか、その時間帯はあちこち、どちらも行けるような形にするとか、そういう工夫とか知恵みたいなものが現場にあるので、それを、大変ですけど、視察に行ったりとか取材して、現場に還元したりとか、もしくは担当者の皆さんで見学に行くとか、そういう後押しというか、サポートみたいなものもぜひ御検討いただけないかなと。

やっぱり現場の方が腹落ちしないとできないものだと思いますので、よろしくお願いします。

三浦生涯学習課長 生涯学習課長です。

現場のほうには一度、部長も一緒に学童保育に行ってみたり、放課後子どもに行ってみたりしていますので……。

小林委員 いや、他市の、うまく一体運営をしているところ。

三浦生涯学習課長 他市の。分かりました。そこは要望いただければと思います。

笹井議長 江戸川区は、すすくスクールというのが非常にうまくいっている例だと思いますので、機会がありましたらと思いますが。

小林委員 近くだったら武蔵野とか、三鷹もやっているはずなので。

笹井議長 どうぞ。

伊藤委員 現役の保護者で、放課後子ども教室と学童をやっております、伊藤です。

本当に、課も違えばすごく連携が難しかったり、システムが全然違うので、ただ、現場としてはうまく使い分けというか、お子さんがうまく使い分けができるようなシステムができないかというのは考えるんですけど、なかなか申込み期限が違ったりとか、放課後は夏休みがないとか、夏休みをやろうとするとすごい保護者のボランティアに負担がかかるとか、いろんなところで難しさを感じていて、その辺がうまく回ると、子供たちにとってはすごくメリットだと思います。

でも、本当に現状では、放課後は放課後で、連携を取るのがすごい大変だし、学童も学童ですごく大変だし、それこそ教室の取り合いなんかもしていますし、まずはそういう居場所の確保みたいなところがないことには、連携も難しいのが現状です。

以上です。何とかしてほしいです。

笹井議長 ありがとうございます。

もともと放課後子ども教室というのは、学校教育法の体系で、ケアもやっているところがあるんだけど、他方は、学童というのは児童福祉法なんですよ。次世代何とか法とか、厚生労働省の関係の

法律だから、体系が全然違うから、実際上は縦割りになっちゃうとうまく交わらないという感じで、でも現場では、交じるほうのニーズがすごく多いので、それをどういうふうに調整するかという問題だと思います。

ちょっと御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

笹井議長

ほかに、予算についてはどうでしょうか。

大丈夫ですか。ありがとうございました。

それで、先ほどもいろいろなところで話がありました、今後の展望をどうするかというところで、実は以前、茨城の研究大会で國分さんのほうから説明していただいて、そのとき、小林さんはお休みになっていたんですね。

それで、小林さんに報告してもらわなきゃと思ったところに今後の展望の話があって、小金井の社会教育の現状、社会教育実践の現状というのはこの際、情報共有しておいたほうがいいんじゃないかと思って、今回、ちょっと御無理をお願いして、伊藤さんと小林さんに、実際に現場で活動されているので、現状、活動してみてどうなのか、問題認識はどうなのか、あるいは、こういう方向がいいんじゃないかみたいなものがありましたら、ぜひお話しいただけないかということでお願いをしました。

それで、資料として、社会教育委員の伊藤さんの資料が最初で、1枚にとじてありますけれども、後半のほうが小林さんの資料になっていますが、これについては情報共有というか、少し時間を取って、お話しいただいて質疑応答、その後、また小林さんにお話しいただいて質疑応答という形で進めたいと思います。

では、伊藤さんのほうからお願いします。

伊藤委員

伊藤です。

何というあれでもないんですけど、自分がやってきたことをちょっとまとめながら、その中でいろいろ感じてきたこととか思ってきたことを、この機会をいただきまして、まとめてみましたので、発表させていただきます。

まず、私についてということで、振り返るとすごくいろんな方と接してきたな、関わらせていただく機会が多かったなということで、

まず初めに、それをお話ししたいと思うんですが、私は大学が心理の専攻だったので、卒業して、まず初めに精神科で10年ほど働いておりまして、本当に急性期の方から慢性期の方、アルコールの方から、いわゆる人格障害の方とか、いろんなタイプの方と、入院中、慢性期病棟、社会復帰、デイケアみたいなのところでも、すごくいろんな形で関わらせていただいた体験があります。

その後で、自分が子育てをするようになったときに、すごくお世話になったところで、子育てサロンの運営のお手伝いを、これも五、六年、七、八年、したかな。その中で、さらしのだっこひも、これは個人的に活動していたんですけど、さらしのだっこひもがすごくよかったので、それも五、六年、勝手に自分一人で、伝えるような活動をしていました。

そうこうしているうちに、仕事を辞めたタイミングで、地域の中で何かできないかなと思ったときに、NPO法人アートフル・アクションが、NPO法人として立ち上がった時期にちょうど合いまして、そこから12年、ちょうど第1次芸術文化振興計画の間、事務局として関わらせていただいております。

その活動の中の一部として、御縁があって、自分の子供が通っていた放課後子ども教室の運営スタッフを始めて、10年になるのかな。その一方で、就労支援Bという自閉症の方の施設で今、七、八年、月に二、三回行って、アートのレクリエーションの講師というほどでもないんですけど、そういうことをやってみまして、地域で暮らす自閉症の方との関わりも持ったりしています。

それ以外に、保護者なので、小学校、中学校で1回ずつPTAをやっているのと、あと、自分の子供が不登校なので、不登校の親の会を、御縁があって今、府中で代表をやっているんですけど、小金井と府中で不登校の親の会に関わっていたりとか、あと、アートフル・アクションをおとし辞めたので、ふらふらしていたら、南小の学童のお友達からお声がかかって、今は学童で指導員をしていたりとかということで、何だかよく分からないけど、市内でいろんな方と出会いながら、いろんな活動をしてきましたというのが私のバックグラウンドにあります。

自分の中で、地域で活動するということに、やっぱり一番鍛えられたといいますか、いろんなことを考えていたのがアートフル・アクションの事務局だったので、それについて少しだけ紹介させてい

ただきたいと思います。

小金井市には、御存じの方も多いと思いますが、小金井市芸術文化振興計画というのがありまして、それを、市民の力で芸術文化をまちの中でいっぱい展開して、まちや人を豊かにしていこうという計画なんです、そちらのほうに関わらせていただいております。現在、第2次小金井市芸術文化振興計画が始まったところなので、一応、QRコードを載せております。

第1次小金井市芸術文化振興計画は、誰もが芸術文化を楽しめるまちへ、芸術文化の振興で人とまちを豊かに、市民主体の芸術文化振興に向けてというのを理念にして、小金井の芸術文化を牽引するように計画をされたものです。

その中で立ち上がったNPO法人アートフル・アクションというのは、実行委員会で計画を立ち上げた後に、市民が主体となった芸術文化活動を推進するために立ち上げられた、市民によるNPO法人です。何かボランティアを市報で募集していて、おっと思って行ったら、そのまま事務局員になってしまったという経緯がありまして、何か知らない間に巻き込まれておりました。

活動内容についてですが、いろいろな人と関わりながら、自分の表現と他者の表現とが触れ合うことで人やまちが豊かになっていくことということをずっと考えながら毎年、いろんなプロジェクトを立ち上げてみたりとか企画運営をしておりました。

小金井市をフィールドに、市民が芸術文化、私はそれを、高尚な芸術というんじゃなくて、一人一人からいろんな形で表現をすることというふうに捉えているんですが、その表現活動に関わる体験を通して、心豊かな生き方を追求するきっかけをつくることというのを目的として活動していたなと思います。

それを通じて、これまでつながることのなかった人がつながるきっかけになったり、身近なところで自分にもできることをやってみようと思える種となるように、プロジェクトやイベントを企画運営してきました。例としては、いろんなことをやってきましたというのを挙げています。

アートを通じて生まれた小さなつながりや「やってみよう」が、まちのあちこちで有機的につながって広がっていくことで、人やまちが豊かになっていくということをイメージしながら活動をしていました。

いろんな活動の中で、すごく印象的なのは、けやき保育園であります。そちらで毎年やっているお祭りに私たちが関わらせていただいたときに、本当にすごい保護者を巻き込んだ、かなり大規模なイベントをやったんですが、それをきっかけに保護者のバンドが立ち上がったとか、翌年に、保護者だけの力ですごく大規模な絵本を、私たちがやったときはテーマソングを作ろうというのをやったんですが、翌年は、絵本作家さんが保護者にいらっしゃったので、保護者の皆さんで、けやき保育園の絵本を作ろうみたいなことを立ち上げたりとか、あと、運営に関わってくださった人が、会社を辞めて、大人たちが起業したところに、一緒に関わって起業したとか、何かすごく新しい、その人たちがその中で面白いと思ったことにトライする、すごく大きなきっかけになったようなイベントがあったりとか、何かちょっときっかけがあると人は動くんだなというのをすごく感じたようなプロジェクトがありました。そんなことを12年、やってきました。

もう1点なんです。最近、私自身は関わっていないんですけども、児童青少年課が昨年度と今年度やっている、小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会というのがありまして、すごくこれも興味深いなと思って見ているんですけども、子供の意見聴取に必要な取組を検証するため、あと、子供たちが意見を表明する機会を設けることで子供の意見を反映させるよう努めるとともに、子供の社会参加の場を確保することを目的として、中学生有志が集まって、小金井のまちがこうしたらよくなるよねみたいな話をしたという会議があったようです。

そちらのダイジェストは小金井市のユーチューブで上がっておりまして、私もこれを見て、すごく面白かった。すごく面白いし、いい意見がいっぱい出ていたんだけど、この後どうなっているのかなというのが気になっていて、言ってよかったねで終わっているのか、その後、それを大人が真剣に受け止めて展開しているのかというところが、ユーチューブの情報だけでは分からないんですけど、ここから何かいろんな展開をしたら面白いことになるなというのをすごく感じていましたので、これを知りたいなと思っているところなんですということで、上げさせていただきました。

そんなこんなでいろんなことに関わっていると、いろんなことを感じたり、思ったりとかしているんですけども、地域で暮らす子

供の親として、個人的に思っていることをつらつらと上げさせていただきました。

子供が今、上の子が19歳、下の子は15歳なんですが、ずっと学校とかに関わっている中で、子供、学校、社会の生きづらさ、息苦しさ、余白のなさ、私は影と思っているんですけど、逃げ場のなさみたいなことを、すごく感じる頻度が多くなっているなというのを感じています。

ここにいろいろあったものを挙げていますが、いろんな見方があるので、これがいいとか悪いということではないと思うんですけども、1回の授業の内容がすごく増えていたりとか、小学校低学年の学童保育の利用がすごく増えていたり、低学年の習い事も、学童へ行っている子でも2つも3つも4つも習い事をして、1日で2つ掛け持ちしている子がいたりして、そんなに勉強しているのみたいなものをすごく感じていたりとかもします。

あと、先ほども出ていたんですけど、住宅街の公園とか校庭で遊んでいると近所から通報されるということがあったりとか、あと、不登校ということでは今、小金井市内中学生の1割が完全不登校で、五月雨登校、別室登校などを含めると、その倍以上の子供が学校に生きづらさを感じているというのは、副校長から聞いた話なんですけど、子供の世の中というのはそういうふうになっているということです。

そういうので、安心して自由にいられる居場所のなさ、ここでもよく言われていますけれども、居場所がないという部分もあるんだけれども、何か安心して自分のスペースで過ごしていい時間がないような感じがしています。あと、場所というより、まず、その場所でくつろげるだけの時間の余白が子供にないというのを感じています。

あとは、先の見えない社会への不安って、すごく多い社会と言われてはいますが、大人たちの不安を子供たちが引き受けているような気もしています。分からない、私の感覚ですけど。子供は大人を見ているけど、大人にはそういう子供が見えているのかな、どうなのかなというのをちょっと思っているところです。

社会の分断ということで、つながりがなかなかできないということですけど、それぞれの方は、よかれ思っとか、いろんなことを考えて一生懸命やっているのが、何かばらばらで、うまく有機的に

つながっていないな、有機的につながったらもっと生きやすくなるのになというのを常日頃、感じているような感じです。

その後、小金井市における社会教育を通じた地域づくりについて、いろいろ思いを巡らせてみました。

足し算より引き算ということで、やっぱり情報も、イベントもたくさんできているんですけども、足りないものを探すのではなくて、今、本当に必要なものは何かというのを考える時期にあるんじゃないかなというふうに思っています。必要性が低い、昔よかったことというのを手放すことで、新しくできることもあるんじゃないかなというのを感じています。

あとは、想像力や好奇心を持つことということで、同じものでも見る位置によって形は違ってくるので、自分と違う立ち位置の人たちの見え方とかを知ることによって視野が広がるのは、人の生き方もまちの生き方も豊かになっていくんじゃないかなと思います。正解は一つではないし、全てを知っている人も誰もいないし、そういういろんな見え方の違いがあるから、まちは面白いんじゃないかなというふうに思っています。

大事なのは、大きなことじゃなくて、自分は何ができるのかとか自分は何をしたいのか、好奇心とかにも関わってくると思うんですけども、他人を変えることはできないというのは心理学とかでよく言われることなんですけど、変えることができるのは自分だけなので、自分は何ができるのかを考えて、自分の手で届く範囲でできることをやることで、手の届く範囲で手がつながった人とまたつながっていくとか、そういうようなことで、自分一人では届かなかったところに手が届き、まちに広がって行って、有機的で大きくて緩やかなネットワークができていったらいいなと思っています。

あとは、それをするに当たって、まち全体を俯瞰してつなげていく役割の必要性というのはすごくあるのかなと思います。ちょっと社会教育の目的など調べてみたりもしたんですけども、やっぱり様々な人や活動をつなぐ機能を持てるというのは、社会教育という立場だからできることというのはあるのかなというのはすごく、具体的に何かイベントを立ち上げるとかそういうことじゃなくて、それを後ろで支える役割というのは、社会教育はすごく持てるんじゃないかなというのを、この機会にそういうところに思い至りました。

以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

自分は何ができるのか、何をしたらいいのか、自分のできる範囲で何かやろうという、想像力ですね。

どうでしょうか。ほかに。

どうぞ。

坂野委員

伊藤さんの報告の中で、コメントなんですけれども、アートフル・アクションを私が知ったのは、アーツカウンシルという東京都の関連団体、あの前機構長が私の友人ですが、それを調べているうちに、小金井にも助成を受けたり支援を受けられているのがあるよと言われたのがアートフル・アクションで、何回かそちらの事務所に行き話を聞きました。

少し前なんですけれども、講演会をやった時に、あの狭いところに50人ぐらい来ていてびっくりしたんですけど、もっと驚いたのは、質問が次々出るのを聞いていると、これは明らかに小金井の住民じゃないなというのがはっきり分かりました。

ということは、伊藤さんの資料のタイトルでは「小金井市における社会教育」と書かれていますけれども、実はアートフル・アクションでやっているのは、小金井市を超える活動を小金井市でやっていただいているという、これが一番うれしいなと思いましたね。

地域教育じゃないんですね、アートフル・アクションがやっているのは。小金井という地域で優れた社会教育をやっているの、ほかの人が関心を持って集まって来てくれる、そういう小金井市にしたいなとそのとき思いましたね。この観点からぜひ続けていただければと思います。

以上です。

笹井議長

ありがとうございます。

何かありますか。

伊藤委員

芸術文化振興計画はすごく画期的な計画だったらしくて、私は乗っかっているだけなので、よく分からなかったんですけど、市民が主体で動くというのを、行政が条例としてつくったというのがすごく画期的だったそうなんです。

なので、ほかの自治体から割と問合せがあったりとかしたという
ような話は聞いたことがありますて、何かそういう、やってみたら
できることはあるのかなみたいなそんなことを、私もこの中でも、
できることしかやりませんよと言って、やってきたので、それほど
大きなところには関わっていないんですけども、そんなところで、
まちの中にいながら、外も見えながらというのは、すごくいい体験
をさせていただいたなと思っています。ありがとうございます。

笹井議長 ほかにいかがでしょうか。

國分委員 特に意見というわけじゃないんですけど、私は今、芸術文化委員
会の委員になっていまして、ちょっとよく分からないんですけど、
議長と副議長の方は他市の方なんですよね。横浜のNPOの人と青
山学院大学の先生で。

今、伊藤さんにいろいろまた聞きたいなと思いました。よろしく
お願いします。

伊藤委員 よろしくお願いします。

笹井議長 アートフル・アクションは、東京都の認証を受けたNPO法人で
すか。

伊藤委員 違います。

國分委員 NPO法人であれば、東京都に届けているはずですね。

笹井議長 神奈川県。都道府県レベルでNPO法人の認証は。

伊藤委員 東京都です。

笹井議長 東京都ですか、分かりました。ありがとうございます。
ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

小林委員 1つあると、皆さん分断していて、子ども・子育て大変そうだと
か、不安だから子供を習い事へ行かせちゃおうというところは、親

としては僕もよく分かる話なんですけど、そうじゃなくて、例えば、地域で育つとこんないいことがあるよということが提示できていないところが、小金井市の一番弱いところだなと思っていて、これはすごく説得力がないというか、分かってもらうのにすごい時間がかかるし手間もかかるしというところで、実は私、前に高松にいたんですけど、香川県の教育委員会は、生涯学習課が、子供は地域でないと育ちませんと。地域で育てる大人の条件とか、そういうリーフレットを配ったりとか、すごい社会教育推しをしているんですよ。

実はその県の庁の課長さんが、おやじの会の連合会へ入ったりとか、要するに地域教育をすごいやっていて、地域で育てないと駄目だよねと言っても、今、それがなかなかうまく進まないと言って、悩んでいらっしゃっているというのがあるので、何か不安だから詰め込んじゃうとか、その不安をどうやって解消するかというところが肝なのかなと思っていて、それは社会教育の役割でもあり、学校教育とか、そこを連携してやっていかないとどんどん苦しくなるというところは、子育て世代、今、少子化につながっているところも、報奨金を出すだけじゃ駄目だなと一瞬、お話を聞いていて思ったので、神奈川県を取組とかは非常にすごいなと思ったことを思い出したので、ちょっと一言だけ、はい。

笹井議長 ほかにいいですか。

伊藤委員 大丈夫です。

小林委員 いいよね。

笹井議長 ありがとうございました。
それでは、伊藤さんからの御発表をこのぐらいにしたいと思います。
す。どうもありがとうございました。(拍手)
それでは、続きまして、小林さんからお願いいたします。

小林委員 長くならないように、頑張ります。
私は何者か、皆さん分かっていないと思うので、ついこの間まで、報道のディレクターの仕事をやっていました。子育てするということに当たって関心が行ったのが、なぜ子供がこんなに、普通に育

ててきたと言われている子が、いきなり切れてバットで親を殺しちゃったりとか、ちょうど酒鬼薔薇聖斗事件があったのが子供が生まれた頃だったので、その部分の問題意識と、それから、子供を育てていくと意外に、おやじの会というのを知って、これはすごく面白いよね、人と人はつながっているよね、みんなでやっている、フラットだしいいなと思ったんですけど、それができる地域とできない地域がある。この差は何なんだろうというところからいって、さらに今度は、社会問題で孤立だの何だのという問題が出てきて、自己責任論というのが出てきて、この世の中はどうなっているんだろうというところはずっと課題として、仕事しながら研究テーマみたいな感じになっていまして、ずっと仕事をやっていたんですけど、その傍らで、自分の子供をどう育てるかというところで、おやじの会というのを、小金井市に来てからつくっています。

その前は、高松とかではちょっと入れていただいていたりもしていたんですけど、三小でつくったりとかしているうちに、商店街とコラボしようとか、そういうところからいろんな声がかかってくる。では、子育て・子育てネットワークのほうの理事をやりませんかとかという声がかかってくる、サラリーマンをやっているんですけど、かなりいろんなところに巻き込まれました。

そういうことを考えているうちに、放課後子ども教室で今度、放課後カフェとかいうのを始めたりすると、何かいいことをやっていたら皆さんまねしてくれるのかなと思ったら、小金井市はまねしない。あれっ、怪しいとか言ってくるという人もいたりして、この差は何なんだろう。

いや、その人たちも多分、見慣れないものなので、不安でいろいろ言ってくるということだと思うんですけども、しかし、それを前向きに受け入れて盛り上がっていく地域と盛り上がらない地域、放課後カフェは、西東京では連合体をつくっちゃったんですよ、各中学校全部やるみたいなの。小金井市は広がっていないです。この差は何だろうというところは問題意識としてあったので、そういうことをずっと問題意識で追っかけてきて、今日はこういうお話をさせていただくというような形でございます。

公民館の話事例として挙げましたが、これは社会教育全般の話なので、公民館だけということではないです。これは文科省の審議会の資料にも出てきたんですけど、昔はこうでした。1950年代、

戦後です。郷土振興の機関です。物産展をやっていたりしたこともあったりとか、産業振興の原動力だから、いろいろ農業技術で覚えたり、みんなで学び合って、じゃ、こういうことをやってみようと多分、農村なんかでやっていた。文化交流ですとか民主主義の訓練場です。教育機関です。

民主主義の拠点ですというところで、では民主主義とは何ですかと。民主主義のことを勉強するんじゃなくて、実践の間でもあるわけですよ。だから、対話を通して民主的にやっていったりとかということもあるでしょうし、住民自治をどうしていくとか、いわゆる社会の基盤をつくるための訓練場であったわけですよ。

ところが、なかなか時代がたつうちに、貸館事業、カルチャーセンターなんて悪口を言われるようになってという状況には今なっていて、この間も公共施設の在り方ワーキングへ行ったら、公民館に行ったことないという人ばかりだった。存在感が薄いよねという声が出てしまっているということが、この流れの、どうなっているんだろうと思ったりもしました。

一つには、「村の茶の間です」とここに書いてあるんですけど、これは単に、仲よく集まってだべればいいという話じゃなくて、実はこういう多世代交流だったり、いろいろやる中で、何か今、あそこはちょっと足りないよねとか、あそこを何とかできないかなという声がぽつと出てきたとき、じゃ、やってみようかという、いわゆる自然発生的に関係性の中から、何とかしなきゃいけないよねというものが出てくるというのが、村の茶の間ですという意味合いで、これを東大の牧野先生は、「恩送り」と言っていて、要するに、僕らおやじの会も、背中を見せろと言っているんですけども、おやじたちが、地域のためだったり、子供のためだったり、家庭のためだったりして、何かやっていることをちゃんと背中で見せようよ、それが大人のいわゆるロールモデルになるよねという話があって、それを地域で見せていたのが村の茶の間なんだなという気はちょっとしています。何かそういう話をしたら、社会教育士の皆さんも、そうだよという話があったので、多分、そんなに外れていないと思います。

それで、東大の牧野先生が、最先端を住民が支え、担う、わくわくする生活が生まれる、わくわくする次の生活をつくり出す、次世代を育成する、これは今の時代にも言える話だなと思っていて、例

えばコミュニティ・スクールをどうするとか、学校を起点とした関係づくりとはどうやったらいいんだろうとか、公民館で、例えば何か勉強しました、そうしたら人がつながって、こういうことをしましょう。例えば、こがねい子ども遊パークなんか、まさに公民館生まれの市民活動で、そのままNPOになって、今、子供たちの冒険遊び場を支えているということにもつながっていますし、子どもど真ん中社会実現というのも結局、これは多世代で交流して、子供の話もちゃんとフラットに仲間として聞くという姿勢が必要だったり、そこは昔とちょっと違うかもしれませんが、そういった視点が必要なんじゃないかなという、すみません、要素というか、雰囲気というか、そういう話を、公民館としては、もしくは社会教育としては、そういうものがいいんじゃないかということをもまずは投げかけた上で、今の伊藤さんも言っている話です。

これはよく見るやつですよ。30歳以下に限ると73位とは、何だよこれという、G7中最下位ですよ、たしか。伊藤さんがさっきおっしゃった、居場所が必要だ。

ねばならないとか、こうあるべきとかというのがすごい押しつけられる世の中なので、息苦しくでしょうがないですよ。おまえそのままでもいいよ。例えばなんですけど、体育館の事務室に中学生がだべりに行く。そうすると、君たち、ここはそういうところじゃないよ、体育館を利用する人たちのための場所だから出ていきなさいと、出ていかされちゃう。これは実例ですけど、私が放課後カフェをやるきっかけになったやつで、公民館へ行けばいいじゃん、だって、あそこは居づらいんだもんという話になって、話していると怒られるんだよね。

そのままでもいい受け止めは、それは、周りのことも考えてやれよということも必要ですよ。だけど、まずはちょっとそのままでもいい場所が、あまりにもない。大体今、居場所づくりとかテレビの番組に取り上げられるのは、こういうことがしっかりできているところで、ということは、テレビ番組が取り上げるということは普通じゃないということなんですよ。珍しいから取り上げているんです。だから、それだけ皆さんの居場所というか、今いらっしゃる皆さんも全部含めてですけども、居場所はありますかというところはぜひ考えていただきたいと思います。

多分、社会教育委員をやっている方は皆さん、それぞれホームグ

ラウンドがあるので、居場所があると思うんですけど、私も、おやじの会が居場所です。結構、私は雑です。結構放言するので、周りから見ると、とんでもない話なんですけど、まあまあ小林さん、そこはこうだよねとか、いや、そこは面白いよね、だけどころだよねと、誰が偉い、偉くないという感じで、フラットな関係で言い合えるという関係性ができているというところが居場所かなと思っていて、そういった場所を欲しいよね。

もしかしたら、そういうことがないと、僕も仕事だったし、きつかったから、一回、仕事でも私は何となく落ち込むことは何回かあって、もうやっていられないやと思ったんですけど、おやじの会があったから、何となく乗り越えられたなというのがあります。何かそういうのがあるから生きていける、今、乗り越えていけるということもあるんじゃないかというところですよ。

このイラストですけど、A I に作ってもらいました、今の状況を。人々が分断し合って、それぞれ責任を押しつけ合って、いろいろ批判している、そういうのをちょっとA I でやってくださいと言ったら、こういう感じです。

これも牧野先生から引っ張ってきた論文なんですけど、本来のシチズンシップは当事者の立場に共感しながら、一緒に動こうというはずなんですけど、誰もが、自分は今、不幸な状態だ、弱い立場だ、俺のことを大事にしろとみんなが言い合っている。それは、その人の感覚では事実です。事実なんですけど、そういう人があまりにも多いので、社会的に誰も受け止め切れないという話になっているわけです。

だから、さっき、受け止め切れていないと榎本さんはおっしゃっていたけど、まさにそれで、受け止め切れていない人たちがいっぱいいるわけで、たまに榎本さんみたいな受け入れられる人がいると、ついつい言っちゃうみたいな、もしかしたら市役所とか公的な行政の方も、言える相手なので、聞かなきゃいけないので、むちゃくちゃ言われて、いわゆる役所でカスハラみたいな話も出てくる。

だから、受け止め切れていない方がすごく多いんだろうなというところはあります。しかも、自分が弱い立場だと認識していると、正義が立ち上がります。俺が言っていることは正しいということをやると、これは正義と正義がぶつかったら、むちゃくちゃ荒れる、世知辛い世の中になりますよ。

これが社会全体に蔓延しているんじゃないかという仮説と、それから、私も今、会社でマネジメントをやっていますけど、大体雰囲気の良い職場はこんな感じです。

そもそもこの遠因は何だということもちょっとあるわけです。これは埼玉のハンズオンの西川さんという方が分析してやったんですけど、要は、戦後世代、行政サービスを頑張り過ぎだよねということなんですよ。サービスにしちゃったので、要するに、あなたは関わらなくてもいい、あなたはお客様ですという形にしちゃって、要は、あなたはそこに乗っかっていればいい、みこしに乗っていればいいよ、やるのは全部僕らですからという形にしてしまっていないかと。

お金を払っているのはそうなんですけど、行政サービスまでそこは必要なのかとか、今、その余波が、例えば僕も、町内会で餅つき大会をやったりお祭りをやるじゃないですか。みんなが地域でやっているのに、そこへ来て、それはサービスなんでしょう、もっとこうしてよもっと要求してくるみたいな。おやじの会でやっていても、そういうふうに勘違いしてくる人はいます。

僕らが言っているのは、子供は客にするなど。今、子供が接している大人のほとんどが、お金を払っている相手です。だから、大人は俺のことを適正に扱うだろうとなめているわけですよ。そういうふうな子供たちがいきなり、企業とかバイトとか、それから就職面接とか社会のほうに出ると、大人が怖くてしょうがないんですよ、金を払っている相手じゃないから。だから、話すのが怖いと言っている若者が多いのも事実です。

そういった形で、客になっていませんか。しかもそれで、自分から関わったり巻き込まれたりするという、本来は昔あったものが、やらなくていいですよと言われちゃっている。それは人ごとですよ。だから、行政サービスが悪い、状況が悪くなっている、今の世の中が悪くなっている、誰かが何とかするんだろう、政治が悪いんだろう、行政が悪いんだろう、ちゃんとやらない世の中が悪いんだよ、俺は悪くないから、俺は何にもしないから、そう思っている方がどんどん増えている。

地域社会に関心がないとはそういうことです。だって、俺が何とかしなきゃという当事者意識がないんだから。だから、ボランティアを募集しても来ませんよ。昔だったら、義務と責任感で、あと

は同調圧力で、来た人たちが一生懸命我慢してやっていたかもしれないけど、今はそんなことやらなくていいですよと言われたら、それは自治会はなくなるよね。PTAもどんどん今、ちゃんとやっているところはやっていますが、やっていないところはどんどん崩壊していますよ。だって、義務と責任だから。

コロナがあって、やらなくていいんだと思ったら、やらないでしょう。コロナで市民運動とか自治運動がどんどん崩壊しているというのは、そういう状況に陥っていたわけじゃないんですから、義務と責任で歯を食いしばっちゃっている人、一部の人たちと、それにただ乗りする、俺は関係ないと思っている、いっぱいいる人たちの利用者、そこに向けて必死で頑張っている、義務と責任で頑張っている一部の人たち。不公平ですよ。そういう状況に陥っていませんかというところです。

あともう一つ、責任を問われるんですよ、サービスになると。じゃ、どうするんですか。1,000回やって1回しか起きないことに關して、カバーしなきゃいけないんですか。ここはちょっと議論があるところです。学校も行政も、そこは、公的なものだから全部、万全を期さなきゃいけない。公園でちょっとでも事故が起きたら、全部責任を取らされるんですかという話になってきちゃう。

おやじの会の活動で、僕がよかったのは、実は、活動を始めるときにこういうことを言われました。何々があったらどうするんですか、訴えられたらどうするんですか、苦情が出たら、もう心が折れますよね。

おやじの会を立ち上げるとき、三小内でやるとき、全部新しいことをやるときに、さんざん言われました。食中毒が出たらどうするんだ、火はどうなんだ、消防署は文句を言ってこないのか、苦情は、はいはいと言って、全部一つ一つ潰しました。近所にビラを配って、文句があるんだったら私に下さい、消防署に届けました、大丈夫だと言っています、保健所、身内でやるんだったら大丈夫だと言っていますと言って、一つ一つやっていって、やるんです。

これを普通の人にやれというのは、かなり厳しいわ。だったら、ワンストップでこういうものをやりたいんですけど、誰か助けてくれませんかと言ったら、ああ助けましょうと、人か役所か分かりませんが、そういう存在がいたらできるよね。要するに、活動をあなたたち一からやりなさいと、僕は放り投げられたわけですよ、こ

ここに引っ越してきて人脈もない中で。じゃあというのがあって、こういうときに誰か助けてくれたなとずっと思っていました。そのときに、一部だけど、例えば、遊パークの邦永さんがちょっと手伝ってくれたりとか、ちょっとやってくれて何とかできたというのがあります。

おやじの会的とは、どうやっているかという、すみません、スタッフはいません、頑張るけど全部は無理です、ひょっとしたら子供が泣くかもしれません、擦り傷をするかもしれませんと最初から言っておいて、それに納得する人だけ参加するという形で、我々はやっています。これはちょっと行政にできないので、住民たちでやれば絶対こういうものができるよねという話です。それを行政的に責任を持って全部完璧にやろうとするから苦しくなる。しょせん僕たちの集まりでやっていますよという話なんです。

この写真は、コロナで東京都で五百何十人感染というときにやりました。学校も貸してくれませんか、どこの団体も、嫌ですと言われて、じゃ、俺が小金井公園で勝手にやるわ、どうせ人がいないからと言って、やったらこんなに集まっちゃった。皆さん感染するかもしれませんよ、いいですよと言って、やってくれました。

だから、行政と住民の自主的な活動とはちょっと違うじゃないですか。そっちが痩せ細っちゃっているから、行政の皆さんにもすごい負担がかかっている、期待がかかっているというところもあって、これは上の話と一緒になんですけど、このすごく行き詰まった状況を何とかせないかなと思っています。

それで、ちっちゃい話です。おやじの会を発足して18年、三小ではどうなのかという、「こういうことをやってみたいんですけど」「やっちゃったら。多分、あそこあそこに話をすればいいよ」とかというのは、OBとか、僕も含めてなんですけど、うろうろしているわけですよ。これは会則をちょっと変えて、地域の人もPTAのボランティア団体には所属できるという文言をつけているんです。OBがうろうろしているので、知見がたまっていって、やってみればと。

ドタキャンオーケー、ドタ参加オーケーというので、実は、朝の校庭開放というのをこの間、2週間限定でやりました。武蔵野市とか杉並ではやっているのに、小金井市は朝、子供たちが7時半に行っても校舎に入れてもらえないで、ずっとうろうろしているよね。

だったら校庭開放したらどうだというのを思いついたお母さんがいらっしやって、役員に話をしたんです。役員は、面白いね、会長も、いいんじゃないという話になって、やることになりました。

何かそういう雰囲気があると、どんどん生まれてくる。だから、誰かサポートしたり、アドバイスしたり、多分あそこに行ったらオーケーだよとか、じゃ一緒にやろうよとやってくれる仲間が見つかるということが大事だというのを思いました。

これは公民館的じゃないですかというのをちょっと自慢しておきたい、公民館の皆さんの前で。本来思っていることを、うちは今やっていますよということを、一部ですけど、ちっちゃい話ですけど、こういうものを何かできないかなというところをちょっとやります。

今の社会の分析、これは僕の仮説です。図書館とか公民館とか市民講座は、坂野さんもおっしゃっていましたが、気づきのきっかけだね。だから、施設の在り方だけ議論しても、体力がないんですよ、今の世の中。ごめんなさい。だから、自治力とかシチズンシップを鍛える、体力回復させないと駄目だよねという話があります。

すみません、益田市の話はいっぱい言いたかったんですけど、そういうのを人口4万人のまちが一生懸命やっていますと。ここは社会教育で何とかするしかない、崖っ縁なので、公民館を一切廃止しなかったそうです。

この対話の状況を見てもらおうと分かるんですけど、中高生が死ぬほどしゃべります。何でこんなしゃべるかというと、大人がちゃんと話を聞いてくれているから、そこにすごい自信を持っています。だから、勉強も彼らはするでしょうけど、自分たち、大人は格好いいし、大人はいいよねというのは、すごくロールモデルもちゃんと伝わっているというのがこの中で出ていますので、これは見ておいってください。

結論が出ていますけど、学び観の転換ということで、ざこうじゃなくてアクティブで学んでいかないと、ワークショップをやったり現地へ行って見て、現状はこうなっているよね、何かできないかなと皆で話をしてみるとか、この間の四者会議でやったようなことを市民の間とか公民館でもやったらどうですかというところがあります。その中で、つながります。

そこで、例えばですけど、皆さん、今回だけもったいないから、

もう一回集まれませんか、どなたかという、公民館の方が誰か一人でもいれば、ひょっとしたら第二のこがね子ども遊パークが生まれるかもしれないということはちょっと思っています。

あとは、やっぱり対話力というんですか。僕も審議会とかいろいろ出しましたが、うるさいな、そんなんじゃないんだよと怒鳴って潰すおじさんがまだ、先輩方がいらっしゃったので、そこを何とかしたい。だから、やっぱり対応力がないと駄目だよねというのがある。対話力を得るには、カタリバという取組をやって、これはまた後で引いておいてください。

ということで、すみません、ちょっと三浦さんから巻きが入ったので、このぐらいでやめておきますが、以上です。

笹井議長

ありがとうございました。
どうぞ。

坂野委員

非常に短く感想を。

1つは、今、背中を見せるという話がありましたが、やっぱり背中を見せるというのは大人の話なので、おとし10月に、この会議の1回目のときに私が説明しましたので、全文読み直していただければと思うんですが、地方自治は民主主義の学校といいながら、一番頼りないのが大人ですよ。だから、子供じゃないということです。それを言いたいということです。

それからもう一つ、職員の方々、小林さんはいろいろ批判されていましたが、それは人口の6分の1である子供の観点から言ったらそうですね。ところが、6分の5の大人の観点から見たら、私は全然違うと思います。小金井市の職員の方は非常によくやっています。私は4つほど、別の会合に委員として参加し、いろんな会合を傍聴し、会議録を読んでいます、よくやっていたと思います。

この関係で、ここにいらっしゃる方々で言うと、内田館長が図書館になられてから本当にいろんな改革をやっておられて、今日も部長のほうから事業改革のごくごく一部の紹介がありましたけど、本当にたくさんの方をやっていただいて助かっています。

それから、渡邊館長も多くのことを今、やろうとしておられて、せっかくここにいながら何の発言もされないというのは、本当にも

ったいないなというふうに思っています。

ですから、私はちょっと見方が、人口6分の5の大人の観点から見ると、住民の大人が頼りない。職員のほうは、6分の5に対して非常によくやってくれている。福祉関連で300ページの計画書というのがありまして、読みました、2日間もかかって。本当に立派だと思いますね、観点を落とさない内容で。この点はちょっと申し上げておきます。

笹井議長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
どうぞ。

森本委員

森本です。一言だけ申し上げます。

今、伊藤さん、小林さんから事例をたくさんお話しいただき、また、皆様方からも、いろいろないいお考えをお聞きすることができました。そして、ただいま皆さまから学んだことを、私の最終的な考えとして、どう一言でお伝えしようとかんがえておりましたら、同じ言葉で、“さて小金井市はどうする”と同じ言葉でここに書いてありました。

これを社会教育委員の中で、どういう形で具体的に、動きとして広げるための具体策をどうにかしてつくっていくというところでも、それはつくってしまったらいけないかもしれない、自発的でないといけないけれども、音頭取りもちょっと必要で、しかもそれが社会教育委員であってほしいかなという思いがあります。これを一言、小金井市では、じゃどうするという言葉を、最後に私の一言として残したいと思います。

笹井議長

ありがとうございます。

問題提起をたくさんいただいて、それを基にいろいろ我々は考えて、次期の計画に生かそうという趣旨ですけど、そんなことでぜひ考えて、成果を生かしていきたいなと思います。

すみません、ちょっと時間の関係もあるのでこの辺にさせていただいて、次に議題の5番目、東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会について、事務局からお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 資料4を御覧ください。資料4と書いてある以降のものが全て

資料４番でございます。

４月１９日、土曜日に町田市民フォーラムにおいて、都市社連協定期総会が開催されます。本日お休みの委員の方もいらっしゃると思いますので、後日、メールにて出欠確認を一気にさせていただければと思います。

めくっていただいて、定期総会議案書（案）の下にページを振ってあります、３ページを御覧ください。こちらは、表彰者名簿ということで、長きにわたり都市社連協の会員として社会教育の発展に寄与したとして、小金井市からは今回、森本委員が感謝状を授賞される御予定となっております。当日の詳しい動きにつきましては、森本委員には別途、御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じ１４ページを御覧ください。令和７年度の新役員（案）についてでございます。せんだってより御案内しているとおり、令和７年度は小金井市が都市社連協の会長市となります。会長に笹井議長、会計に金澤副議長が就任されます。当日、新役員の御紹介がございますので、議長、副議長につきましては御対応をよろしくお願いいたします。

事務局よりは以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

ということで、令和７年度は小金井市が幹事役になるということで、ぜひ皆様に御協力いただきたいと思いますのですが、よろしくお願いいたします。

それでは、次に進ませていただきます。

議題６番目、社会教育委員……、どうぞ。

坂野委員

笹井先生が１月末におつくりになった、例の統一テーマの件をここで話をしてよろしいですか、簡単に。

笹井議長

はい、どうぞ。

坂野委員

簡単に言います。

私は、非常によくできていて、あれは議論しやすいものだと思います。その中で、私が気に入ったのは、自分ごととしてという点と、

考えようという点です。

時間がないので手短かに言います。自分ごとというのは、別の言葉では主体的にということなんですが、前回配られた資料５－２を見ますと、過去の統一テーマの平成２９年度、立川市に「主体的」という言葉が出てきて以来、出てきていないんですね。自分ごととして考えるというのは、特に非常に重要だと言えます。

前回言いましたように、人を集める、気づく、その次に、自分ごととして考えると続いて、ホップ・ステップ・ジャンプみたいにつらなるわけです。集めるというのはルーテル学院大学の廣瀬先生で、気づくは長畑先生で、その次、笹井先生が自分ごと。ホップ・ステップ・ジャンプで並べてくれて、今後につながっていくので非常にありがたい言葉だと思います。

「考えよう」なんですが、これはテーマを読んだら分かりますけれども、身近な課題を自分ごととして取り組もうというのが本当だと思うんですよ。それを、「考えよう」にされたというのは、これは小金井市にぴったりだと思いますね。本当は取り組むだと思いますけれども、小金井市はその段階まで行っていないですね。教育目標に社会教育の目標がないぐらいですから、まず「考えよう」だということでしょう。

これはいろんな意味で議論できるようなものだと思いますので、どういう形でどういうふうに使うか知りませんが、ここの１０人で一度、共通認識を持つためにどこかで議論して、意見交換できればなというふうに思っています。

以上です。

笹井議長

ありがとうございました。

ということで、来期、そういう方向でいろいろ検討していきたいと思います。

議題の６番目、社会教育委員改選の日程等について、事務局のほうからお願いいたします。

倉澤生涯学習係長 説明いたします。特に資料はございません。

先般より御案内していますとおり、皆様、第３２期の社会教育委員の任期は９月８日までとなっております。簡単ですが、改選のスケジュールについてお伝えいたします。

まず、社会教育関係団体から御推薦されている方の枠ですけれども、こちらは4月末に団体の代表者様宛てに推薦依頼をいたします。選考会議を経て、5月末頃に結果を御通知させていただきます。

続きまして、市民公募の委員の方のスケジュールです。市報5月15日号及び同時期に市ホームページにて委員を募集いたします。提出していただく書類ですとか選考方法などの詳細につきましては、その際に御確認いただければと思いますが、前回、2年前の例ですと、6月下旬に一次選考結果を御通知いたします。7月上旬に二次選考、こちらは面接を予定しておりますが、させていただきます、同7月中旬に選考結果を御通知させていただくという流れになっておりましたので、恐らく同じスケジュールで進むかと思います。

なお、社会教育委員の任期につきましては、最長で3期6年となっておりますが、こちらは自動更新ではなく毎回、応募していただく必要がありますので、御注意ください。

説明は以上です。

笹井議長 今の手続ですけど、もし御質問等ありましたらお願いします。

小林委員 やる気があるなら、もう一回応募せえよということですね。はい、分かりました。

笹井議長 ありがとうございます。
では最後に、議題の7番目、その他についてですが、何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。ありがとうございます。
どうぞ。

小林委員 1つよろしいですか。ごめんなさい。
みんながいる間で、今度、幹事市になる、関わり方も濃淡があると思うんですけども、僕らはどこら辺まで、1年間の幹事のやつで、どういう関わり方をするのかなというのがちょっとイメージできないなという声もあったんですけども、小金井市は小金井市のやり方をすればいいと言われちゃうとあれなんですけれども、どんなイメージですかね。まだまだこれからという感じですか。

笹井議長 まだこれからだと思うので。

小林委員 分かりました。

笹井議長 何かありますか。

倉澤生涯学習係長 では、都市社連協の会長市に関わる皆様のお仕事というお話でよろしいですか。

今、まだちょっと詳細は、現在の会長市から引き継いでいないので不明なんですけれども、基本的には、皆様にはふだん、会長市じゃないときにも御参加いただいていた総会ですとか、あとは研究大会、研修会とかそういうものには参加していただきたいと思っています。

12月に大きな、社会教育委員の皆さんを集めての研修会がございまして、そちらは今回、宮地楽器ホールの大ホールでやる予定で、12月13日土曜日になっていたと思います。このときは人手が大変必要ですので、スタッフとして御協力いただければと思うところ です。

あと年間四、五回、役員会等々を行っているんですが、こちらにつきましては、議長と副議長の御参加だけという予定となっております。何か皆様に定期的に会議に出ていただくとか、そういった予定はございません。

坂野委員 前にも言ったんですけれども、1年ほど前に吉田先生が会長市を引き継ぐときに、段ボール9箱の資料を引き継ぎます、これを電子化しますというふうにおっしゃったんですね。

9箱を読むのは大変ですけれども、何かためになることがあると思うので、それを電子化されていたら見るのは簡単かと思うので、我々委員がどこかでそれを見られるような環境をつくっていただければなと思います。全く見ずに先送りする、小平に送るというのもいいんでしょうけれども、9箱もあって、何も見ないんだったら引き継ぎをやめたほうがいいと思うんですよ。

とにかく、そういう9箱の分が電子データで来るのであれば、どこかで見させていただくということをしていただければなと思

って。

以上です。

笹井議長 何かありますか。

倉澤生涯学習係長 では、データで、4月中に引継ぎをさせていただく予定ですので、内容を確認して皆様に共有できるところはさせていただきたいと思います。

以上です。

笹井議長 ありがとうございました。

 今日も時間が過ぎてしまいました。議長の司会も申し訳ございませんでした。

 本日の社会教育委員の会議はこれにて終了させていただきます。
 よろしくお願いします。皆さんどうもありがとうございました。

—— 了 ——

資料2-1

令和7年度第1回
社会教育委員の会議

令和7年6月30日
生涯学習部生涯学習課

令和7年度社会教育関係団体補助金交付申請一覧

(単位：円)

団体名	補助対象事業	事業予算額	補助対象経費	申請額	交付予定額	登録後1年以上の実績	これまでの交付回数 (交付年度)
小金井市放射能測定器運営連絡協議会	小豆川勝見先生講演会	73,000	73,000	30,000	30,000	有	4回 (H20、H22、H23、H24)
ベル・ブリーモ	イングリッシュハンドベル無料体験講座	25,700	25,700	10,000	10,000	有	なし
はじめてピアノの会	ピアノ大好き名曲コンサート(3)	94,000	94,000	30,000	30,000	有	3回 (R4、R5、R6)
どれみみくらぶ	リトミックでクリスマス	84,000	84,000	30,000	30,000	有	なし
風ぐるま	第5回風ぐるま朗読会	81,000	81,000	30,000	30,000	有	3回(R3、R5、R6)
聞いていきいての会	聞いてきいての会朗読発表会	100,000	100,000	30,000	30,000	有	4回 (R2、R3、R5、R6)
小金井写友会	第58回小金井写友会写真展	98,202	98,202	30,000	30,000	有	2回(H27、H28)
計			555,902	190,000	190,000		

(単位：円)

団体名	補助対象事業	事業予算額	補助対象経費	申請額	交付予定額
小金井市立小中学校PTA連合会	児童生徒の健全育成及び環境整備	693,084	693,084	150,000	150,000
計			693,084	150,000	150,000

○小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱

平成12年 6 月 1 日制定

改正

平成13年 4 月 1 日

平成16年 6 月11日

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱（昭和57年 4 月 1 日制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、社会教育関係団体の行う事業の経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第 2 条 補助の対象となる団体は、小金井市社会教育関係団体登録要綱（昭和57年 3 月 1 日制定）の規定に基づき小金井市社会教育関係団体として登録してから 1 年以上の実績を持ち、かつ、構成員の 2 分の 1 以上の者が市内に在住、在勤又は在学している団体（以下「団体」という。）とする。

（補助対象事業）

第 3 条 補助の対象となる事業は、原則として社会教育を主たる目的とし、かつ、一般市民を対象にした事業で、おおむね次に掲げるものとする。

- （1） 各種講演会、講習会、大会等の事業
- （2） スポーツ、レクリエーション等の事業
- （3） 芸能文化活動等の事業
- （4） 調査研究の発表事業及び資料作成事業
- （5） その他社会教育の振興に必要と認められる事業

2 前項の補助対象事業は、1 団体につき年間 1 事業とし、5 回の補助を限度として見直しを行うものとする。ただし、政治、宗教及び営利活動は補助の対象としない。

（補助対象経費）

第 4 条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- （1） 報償費（謝礼）
- （2） 消耗品費
- （3） 印刷製本費
- （4） 役務費（通信運搬費）
- （5） 使用料及び賃借料
- （6） その他必要と認めたもの

（補助金交付額）

第 5 条 補助金は、予算の範囲内において補助対象経費の 2 分の 1 を限度として交付する。

（補助事業の実施期間）

第 6 条 補助事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする団体は、当該年度の 4 月30日までに社会教育関係団体補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- （1） 補助事業等計画書

- (2) 収支予算書
 - (3) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度の活動報告書
 - (4) 補助金の交付を受けようとする年度の前々年度の収支決算書
 - (5) 会報又はそれに準ずる機関紙等
 - (6) その他必要書類
- (交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請書に係る補助金の交付が規則第3条に定める基本原則及び法令等の規定に違反していないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか金額の算定に誤りがないか等を調査し、社会教育委員の会議の意見を聴いた上で、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することと決定したときは社会教育関係団体補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又は補助金を交付しないことと決定したときは社会教育関係団体補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該団体に通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金等の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときには、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(団体の責務)

第11条 団体は、補助金の交付の決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

- 2 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、市長が調査の必要があると認めたときは、団体は補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。
- 3 団体は、市長又は監査委員の監査に応じなければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 団体が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に補助事業等計画変更申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、承認の可否を決定し、補助事業等計画変更（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により、団体に通知しなければならない。

(事故報告)

第13条 団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、団体に対して必要な指示をしなければならない。

(実績報告書)

第14条 団体は、補助事業完了後2か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後1か月以内のいずれか早い時期までに補助事業等実績報告書（様式第6号）に事業報告書、収支決算書及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認め

たときは、提出期限を延長することができる。

（実績報告書の審査等）

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

2 前項の規定による審査及び調査等により、補助金の交付内容及び交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、団体に社会教育関係団体補助金確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて団体に返還を請求しなければならない。

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを団体に命ずることができる。

（交付の決定の取消し）

第17条 市長は、団体が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、団体について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により取消しをした場合は、社会教育関係団体補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて社会教育関係団体補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命じなければならない。

（財産処分の制限）

第19条 団体が補助事業により取得し、又は効用を増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（1） 不動産及びその従物

（2） 工作物、機械及び器具で、市長が指定するもの

（3） 前2号のほか、特に市長が認めるもの

（関係書類の保管）

第20条 市長は、団体に対して、収入、支出その他の関係書類を、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初めから起算して5年間を限度として保管を義務付けることができる。

令和 7 年 度 第 1 回
社会教育委員の会議資料

令和 7 年 6 月 3 0 日
生涯学習部図書館

令和 7 年度地域文庫補助金交付内訳

団 体 名	団体の目的	補助対象事業	交 付 額	根 拠 規 定
小金井市子ども文庫 サークル連絡会	地域で活動している文庫、サークル相互の連絡や親睦、子どもの本について考え学習し向上を図る。	子どもと本を結ぶ事業	3 0 , 0 0 0 円	小金井市地域文庫 補助金交付要綱

平成12年10月11日
制定

小金井市地域文庫補助金交付要綱（昭和62年12月11日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、地域文庫に対して事業の経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第2条 補助対象となる地域文庫は、図書及び読書に関する研究、調査、相談、講習その他の活動のための各種事業を行うことによって、地域社会に奉仕する団体（以下「団体」という。）をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助対象となる事業は、前条で掲げる図書活動を主な目的とした事業とする。ただし、政治、宗教及び営利活動は補助の対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- （1）報償費（謝礼）
- （2）消耗品費
- （3）印刷製本費
- （4）役務費（通信運搬費）
- （5）使用料及び賃借料
- （6）その他市長が必要と認めるもの

（補助金交付額）

第5条 補助金は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1を限度として交付する。

（補助事業の実施期間）

第6条 補助事業の実施期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、地域文庫補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- （1）補助事業等計画書
- （2）収支予算書
- （3）定款又は規約
- （4）団体役員名簿
- （5）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請書に係る補助金の交付が法令等の規定に違反していないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、補助金を交付することと決定したときは、地域文庫補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又は補助金を交付しないことと決定したときは、地域文庫補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該団体に通知しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち

既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助事業者の責務）

第11条 補助対象となる事業を行う団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、市長が調査の必要があると認めたときは、補助事業者は補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。

3 補助事業者は、市長又は監査委員の監査に応じなければならない。

（計画変更の承認等）

第12条 補助事業者が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ地域文庫補助事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、承認の可否を決定し、地域文庫補助事業計画変更（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知しなければならない。

（事故報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、補助事業者に対して必要な指示をしなければならない。

（実績報告書）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、2か月以内に地域文庫補助事業実績報告書（様式第6号）に事業報告書、収支決算書及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、提出期限を延長することができる。

（実績報告書の審査等）

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

2 前項の規定による審査及び調査等により、補助金の交付内容及び交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に地域文庫補助金確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において、精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて補助事業者に返還を請求しなければならない。

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを補助事業者に命ずることができる。

（交付の決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業者について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により取消しをした場合は、地域文庫補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて地域文庫補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命じなければならない。

（財産処分の制限）

第19条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して5年を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 工作物、機械及び器具で、市長が指定するもの
- (3) 前2号のほか、特に市長が認めるもの

(関係書類の保管)

第20条 補助事業者は、収入、支出その他の関係書類を5年間保管しなければならない。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成12年10月11日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前の小金井市地域文庫補助金交付要綱（昭和62年12月11日制定）によって行われた補助金の申請及び決定は、この要綱による改正後の小金井市地域文庫補助金交付要綱に基づいて行ったものとみなす。

様式第1号

(第7条関係)

様式第1号（裏面）

様式第2号

(第9条関係)

様式第3号

(第9条関係)

様式第4号

(第12条関係)

様式第5号

(第12条関係)

様式第6号

(第14条関係)

様式第6号（裏面）

様式第7号

(第15条関係)

様式第8号

(第17条関係)

様式第9号

(第18条関係)

令和7年度社会教育委員の会議等日程

1 社会教育委員の会議

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
6/30	月	第1回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室
7/25	金	第2回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室

※ 社会教育委員改選（任期：～令和7年9月8日）

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
9/12	金	第3回社会教育委員の会議	10時～	第5会議室
10月中旬		第4回社会教育委員の会議	未定	
11月中旬		第5回社会教育委員の会議	未定	
1/23	金	第6回社会教育委員の会議	14時～	801 会議室
2/2	月	第7回社会教育委員の会議 (四者合同会議)	10時～	未定
2/27	金	第8回社会教育委員の会議	10時～	801 会議室

※ 小委員会（第5次生涯学習推進計画策定のための作業部会）を適宜行います。

2 東京都市町村社会教育委員連絡協議会関係の会議日程

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
4/19	土	都市社連協定期総会	午後	町田市

※ 総会をもって、会長市が小金井市に代わります。

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
11/20（木）～ 21（金）		関東甲信越静社会教育研究大会 神奈川大会 ＜希望者2名参加＞	未定	関内ホール（横浜市）
11/9	日	都市社連協第5ブロック研修会 ＜ブロック幹事市：調布市＞	14時～	調布市文化会館（調布市）
12/13	土	都市社連協交流大会・全体研修会	午後	宮地楽器ホール（小金井市）

3 その他（社会教育委員へ来賓出席依頼）

令和8年1月12日（月・祝）「二十歳を祝う会」

4 東京都市町村社会教育委員連絡協議会関係の会議日程（会長市として小金井市が招集するもの）

※議長、副議長出席

月 日	曜	内 容	時 間	場 所
5/20	火	拡大役員会	午後	前原暫定A会議室
7/15	火	拡大役員会・理事会	午後	萌え木ホールA B
10/21	火	拡大役員会	午後	前原暫定A会議室
1/27	火	役員会	午後	前原暫定A会議室
2/17	火	役員会・理事会	午後	萌え木ホールA B